

## ▼再任用職員の勤務条件等

(令和5年4月1日現在)

区分	内 容 等													
任用	暫定再任用【フルタイム勤務】		暫定再任用【短時間勤務】及び定年前再任用短時間 ※小中学校の場合を例示											
			①	②	③	④	⑤							
対象者	◇定年退職者 ※定年前再任用短時間勤務職員については、60歳に達した日以降の者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る。)													
採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」(H25.3.29 総務副大臣通知)の趣旨に沿って、再任用するものとする。(定年前再任用短時間を除く。)													
任用	◇任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ※定年前再任用短時間勤務職員については、4月1日から定年退職日相当日まで ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度													
職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定		◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。教員については限定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定											
勤務/休暇	◇週38時間45分 (一般の常時勤務職員と同じ。)			週31時間 (週4日)	週30時間 (週5日)	週24時間 (週4日)	週23時間15分 (週3日)							
	◇変則勤務については、一般の常時勤務職員に準じて措置													
1日の勤務時間	◇7時間45分		7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間							
休暇	◇一般の常時勤務職員と同様。(年次有給休暇の年間(9月1日～翌年8月31日)の付与日数は、20日)				◇一般の常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例按分。このほか勤務形態により比例按分する特別休暇(夏期特別休暇など)がある。									
	◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数(フルタイム勤務職員の場合は20日)を限度として、翌休暇年度に繰り越される。													
給与・手当等	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間による比例按分)となる。(例えば、小学校教諭であれば、275,900円 × (30時間/38時間45分) = 213,600円)													
	適用給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級							
	小中学校等教育職	(実習助手等)	(教諭等)	(主幹・指導教諭)	(副校長、教頭)	(校長)								
	高等学校等教育職	235,400円	279,300円	308,700円	345,100円	423,800円								
	行政職<学校事務職員等>	(主事等)	(主査等)		(主幹等)	(事務長、統括主任等)	(事務長等:2等級)							
	医療職(二)<学校栄養職員>	187,000円	214,700円		259,100円	279,400円	295,000円							
手当等	技能職	188,000円	214,800円		247,200円	260,800円	287,100円							
		192,900円	204,200円		226,400円	—	329,000円							
期末・勤勉手当	◇支給される手当等 ○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○定時制通信教育手当 ○産業教育手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○宿日直手当 ○管理職員特別勤務手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤勉手当 ○義務教育等教員特別手当 (※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額となる。) (※通勤手当・単身赴任手当については、年度初めに届けの提出が必要となる場合がある。)				○特殊勤務手当 ○通勤手当 ○教職調整額									
	◇支給されない手当等 ○生活関連手当(扶養手当、住居手当) ○人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、べき地手当(準ずる手当を含む。)) ○退職手当													
服務能率	◇年2.17月分(成績標準者の場合)が支給 ◇期末手当:年間1.35月分、6月=0.675月分、12月=0.675月分 ◇勤勉手当:年間0.82月分、6月=0.41月分、12月=0.41月分		◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例按分した給料の月額を基礎として算定											
	服務	◇一般的な常時勤務職員と同様。												
分限・懲戒	能率	◇ " (人事評価、職員研修、定期健康診断など)												
	灾害補償	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)												
社会保険等	雇用保険	◇適用		◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用										
	医療保険	公立学校共済組合高知支部の一般組合員となる。				◇1週間の勤務時間が20時間未満⑤、⑥の場合、次のいずれかになる。 1. 国民健康保険 2. 共済組合(任意継続)								
		※一般組合員と短期組合員では、医療保険の違いはありませんが次の年齢適応制度に違いがあります。												
	適用年金制度	◇公立学校共済組合(公務員共済組合)が実施する年金制度に加入		◇厚生労働大臣が実施する年金制度に加入				◇公的年金制度未加入						
		◇一定以上の収入がある場合、年金の一部または全部が支給停止となる。 ◇再任用職員の期間については、該当する年金制度の年金額の計算に含める。 ◇公務員共済組合から支給される年金の支給開始年齢は65歳(昭和36年4月2日以降生まれの方)。												
	互助会	◇定年退職前に退職互助部に加入している者は、特別会員になることができる。												

(注)給与・休暇等については、令和5年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。